

○長崎市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成30年6月26日規則第52号

改正 令和3年3月31日規則第37号

改正 令和7年3月31日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行について、法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第54条第1項に規定する基準をいう。
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する機関をいう。
- (3) 指定確認検査機関 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する機関をいう。
- (4) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する機関をいう。

(低炭素建築物新築等計画認定申請書に添付する図書)

第3条 省令第41条第1項本文の市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合 当該確認済証の写し
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関（以下「評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合（認定基準に係る審査を受けたものに限る。） 当該評価機関が交付する適合証
- (3) 品確法第5条第1項の住宅性能評価を受けた場合 品確法第6条第1項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。）の写

し

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物である場合建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合していることが分かる構造図、構造計算書及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する事項について長崎県が照合した旨を証する書類の写し

（低炭素建築物新築等計画の変更に係る準用）

第4条 前条の規定は、法第55条第1項の変更について準用する。

（低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更）

第5条 法第54条第1項の規定による認定を受けた建築主（以下「認定建築主」をいう。）は、省令第44条の軽微な変更をするときは、低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更届出書（第1号様式）の正本及び副本に、変更に係る添付図書を添えて市長に提出しなければならない。

（低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更の証明）

第6条 省令第46条の2の軽微な変更に該当していることを証する書面が必要な者は、低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更証明願（第2号様式）に前条の低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更届出書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（低炭素建築物新築等計画認定申請の取下げ）

第7条 法第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定（以下「計画の認定」という。）又は法第55条第1項の低炭素建築物新築等計画の変更の認定（以下「計画の変更認定」という。）を申請した者は、市長が当該計画の認定又は計画の変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定申請取下げ届（第3号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

（建築の取りやめ）

第8条 認定建築主は、計画の認定又は計画の変更認定を受けた建築物の建築を取りやめるときは、低炭素建築物新築等計画に係る認定申請取りやめ届（第4号様式）の正本及び副本に省令第43条第2項に規定する通知書を添えて市長に提出しなければならない。

（低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知）

第9条 市長は、計画の認定又は計画の変更認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、認定基準に適合しないと認めるとき又は法第54条第6項の規定による通知書の交付を受

けたときは、低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書（第5号様式）により、当該計画の認定又は計画の変更認定を申請した者に通知するものとする。

（認定建築主等変更届）

第10条 次に掲げる者は、認定建築主等変更届（第6号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定建築主の一般承継人
- (2) 認定建築主から、認定を受けた建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

（認定建築物状況報告書の提出）

第11条 法第56条の規定により報告を求められた認定建築主又は認定を受けた建築物の建築が完了した認定建築主は、認定建築物状況報告書（第7号様式）の正本及び副本に必要な書類及び図面を添付して市長に報告しなければならない。

（認定低炭素建築物新築等計画に係る改善命令）

第12条 市長は、法第57条の規定により認定低炭素建築物新築等計画に係る低炭素建築物の新築等について、改善に必要な措置を取るべきことを命ずるときは、認定低炭素建築物新築等計画に係る改善命令書（第8号様式）により行うものとする。

（低炭素建築物新築等計画に係る認定の取消し）

第13条 市長は、法第58条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取消しをするときは、低炭素建築物新築等計画に係る認定取消通知書（第9号様式）により行うものとする。

（低炭素建築物新築等計画に係る認定の証明）

第14条 計画の認定又は計画の変更認定を受けた旨の証明が必要な者は、低炭素建築物新築等計画に係る認定証明願（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。